



あなたの会社を応援します



対象経費（各事業共通）

- ・新築・改装に係る工事費（町内業者による施工に限る）
- ・登記費用及び広告宣伝費、器具備品等の購入に係る経費（諸条件有り）

対象事業

①創業支援事業

町内で新たに起業する際に係る経費

②新事業活動支援事業

経営革新計画等に従って行う、事業所等の機能強化及び魅力アップ等に係る経費

③小規模事業者支援事業

事業所等の魅力アップや継続的な経営につながる販売促進活動に係る経費

詳しくは裏面へ



補助対象者

- ◆新規創業予定者 ... 新たな事業を開始する具体的な計画を有する個人、中小企業者。
- ◇中小企業者 ... 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める者。
ただし、資本金又は出資の総額のうち、大企業の占める出資比率が50%以上を占めるものを除く。
- ◆小規模事業者 ... 中小企業者のうち常時雇用する従業員の数が5人以下の者。

補助区分等

- ①創業支援事業（補助率1/2以内・補助限度額100万円）
※特定創業支援事業（過去3ヶ年度以内）を修了していること
※町内で飲食業を営む場合にあつては、補助率2/3以内
※創業の日から6か月を経過していないこと
- ②新事業活動支援事業
（補助率1/3以内・補助限度額100万円）
- ③小規模事業者支援事業
（補助率2/3以内・補助限度額20万円）

▼下記要件を満たす必要があります。

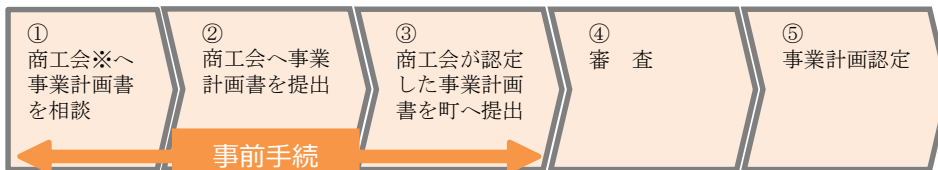
- (1) 町内に住所を有する個人又は町内に主たる事業所を有する中小企業者であること。
ただし、新規創業予定者にあつては、起業の日(法人にあつては会社設立の日、法人以外にあつては開業の日をいう。)に町内に住所を有しているものであること。
- (2) 大型店舗(売場又は営業面積が500㎡以上の店舗)でないこと。
ただし、大型店舗への入居により営業するものを除く。
- (3) フランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。
- (4) 納期の到来した町税等を完納している者であること。
- (5) 営業開始後、みまさか商工会の会員となること。
- (6) みまさか商工会の経営指導を受けている又は受ける意思があること。
- (7) 事業の種類に応じ、要件を満たすものであること。
- (8) 第一次産業における事業でないこと。

問合せ先

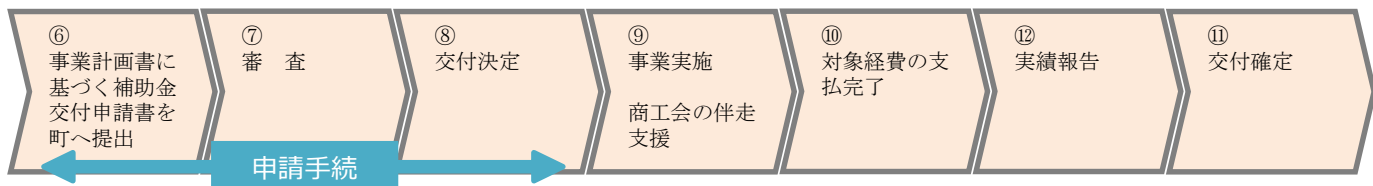
勝央町役場産業建設部（38-3112）
〒709-4316 勝央町勝間田201

みまさか商工会勝央支所（38-2500）
〒709-4316 勝央町勝間田176

申請方法



※みまさか商工会 勝央支所



●事前手続

補助対象者は、みまさか商工会勝央支所を通じて計画書を勝央町に提出し、認定を受けなければなりません。認定後は商工会の経営指導を受ける必要があります。

●申請手続

事業計画書の認定を受けた補助対象者は、必要書類を添付の上、事業着手前に勝央町へ交付申請を行います。

●その他

- ・補助金の交付を受けた年度の終了後3年間、勝央町に対して経営状況を報告する必要があります。
- ・補助金の交付を受けた年度の終了後5年間、補助により取得した財産を処分する場合は、町長の承認を受ける必要があります。